

令和 7 年 度
環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 6 年 11 月

大阪市環境局
環境施策部環境施策課

1 案件名称

令和7年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会（持続可能な社会）を実現していくためには、環境問題のみならず、現代社会が抱える様々な課題を、私たち一人一人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、日常生活や経済活動の場で、それらの問題の解決に繋がる新たな価値観をもたらし、自らの行動を変革し、社会に働きかけていく必要がある。

現在、経済・社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することを通じて、環境だけでなく、私たちの経済・社会システムの持続可能性を向上する「環境・経済・社会」の統合的向上を実現する社会変革が求められている。

本業務は、市民、事業者・経済団体、環境 NGO/NPO などのすべての主体が環境問題に関心をもち、正しく理解し、意識を高めるとともに、持続可能な社会の実現に向けた取組みを進め、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGs の達成に貢献することを目的としている。

今般、その目的を達成するため、受注者のもつノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用し、特に本市が課題として認識している、担い手の発掘・育成ならびに市民の環境に対する意識変革、ライフスタイルの行動変容につながる企画提案を、民間事業者から広く募集するものである。

(2) 業務内容

ア 必須業務

(ア) 様々な主体や地域と連携したネットワークづくり強化業務

- A おおさか環境ネットワークの運営業務
- B 生物多様性の保全に向けたネットワーク会議の運営業務
- C こどもエコクラブ大阪市地域事務局の運営業務
- D 大阪市エコボランティアの募集・支援業務

(イ) 環境啓発業務

- A 環境啓発イベントの開催・運営業務
- B 小学生・中学生向け出前講座
- C おおさか環境ネットワーク団体等による環境学習プログラム集を活用した出前授業
- D 自然体験観察園を使った体験型講座
- E 大阪市域の生き物探し講座
- F シンポジウム・セミナーの実施
- G 環境学習情報サイト（なにわエコスタイル）の運用、システム保守、管理業務

イ 自由提案業務

アに掲げる業務のほか、受注者が提案する環境啓発等に関するノウハウや、幅広い知識と経験・専門性を活かした業務

※ア、イいずれも具体的内容については、別添 1 「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金 52,780,242 円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 4,798,203 円）

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

※なお契約の締結は、令和 7 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

(5) 主な履行場所

本市が指定する場所（大阪市内一円）

例 なにわ E C O スクエア、自然体験観察園、各区民センター、各区民ホール、大阪市立各図書館、大阪市内の小中学校・高等学校等

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

業務内容の参考とする資料として、別添 2 「令和 5 年度実績」を提供する。

また、本市からの貸与等物品については、別添 3 「貸与等物品一覧」を参照のこと。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

大阪市契約規則（大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。受注者は、業務の完了前に既に業務を完了した部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、部分払に関する特約条項第 1 条第 2 項から第 7 項までに定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月 1 回を超えることができない。

(3) 契約書案

別添 4 参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

別添 1 「再委託に係る特記仕様書」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- イ 直近 1 カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人等であること。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人等でないこと。
- オ 本市の入札参加資格者名簿に登録のある者については、大阪市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- カ 過去 5 年間に行政、民間を問わず環境教育や環境学習等に関する業務の事業実績を有する者。

(2) 2 つ以上の事業者が共同企業体を結成して申請する場合は、上記ア～オの条件を満たす事業者同士の場合とし、以下の要件も満たさなければならない。

- ア 構成員※は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、その者が参加手続きを行うこと。また、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
- イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同企業体の構成員となることはできない。
- カ 共同企業体の代表者については、(1) カの条件も満たすこと。
※構成員とは、共同企業体を構成する 2 つ以上の各事業者のこと。

5 スケジュール

・公募開始	令和6年11月29日
・参加申請関係書類の提出期限	令和6年12月20日
・参加資格決定通知	令和7年1月7日
・質問受付締め切り	令和7年1月9日
・質問に対する回答	令和7年1月17日
・企画提案書の提出期限	令和7年1月31日
・プレゼンテーションの実施	令和7年2月18日～20日
・選定結果通知	令和7年2月下旬
・契約締結・事業開始	令和7年4月1日
・事業完了	令和8年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和6年11月29日～令和6年12月20日 17時まで【必着】
 ※提出の受付は、9時30分～12時及び13時～17時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付期間以外は受け付けないので注意すること。

イ 提出書類

提出書類		単独法人等	共同企業体
①	公募型プロポーザル参加申請書（様式1-1）	○	
①'	公募型プロポーザル参加申請書（様式1-2）		○
②	誓約書（様式2）	○	○
③	定款、寄附行為、規約など設立目的や運営方針が記載された資料（用紙：A4）	○	○
④	使用印鑑届単独法人等（様式3-1）または 使用印鑑届共同企業体（様式3-2-1、様式3-2-2）	○	○
⑤	登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ※写し可 ※法人の場合のみ	○	○
⑥	印鑑証明書 ※原本	○	○
⑦	直近1カ年分の本店所在地の市町村税の納税証明書 （全税目） ※写し可	○	○
⑧	直近1カ年分の消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可	○	○
⑨	直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書 （連結決算の場合は単体分）※写し可	○	○
⑩	共同企業体届出書兼委任状（様式4）		○
⑪	共同企業体協定書 ※写し		○
⑫	業務実績調書（様式5）※	○	○

※⑦及び⑧は「未納の額が無いことがわかるもの」であること

※④～⑨は「令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿」に登録のある者については省略できるものとする（※承認番号を記載すること）。

※⑤～⑧は、申請日現在で発行から 3 カ月以内のものに限る。

※「共同企業体」については、②及び③、⑤～⑨は構成員となる、すべての事業者について提出すること。

※⑫については、単独応募の場合及び共同企業体で応募する場合の代表団体については、過去 5 年間に行政、民間を問わず環境教育や環境学習に関する業務の事業実績を有することが分かる書類（契約書の写し等）を添付し提出すること。（代表団体ではない構成員については、必須ではない。）

- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出場所 大阪市環境局環境施策部環境施策課
住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1－5－1 あべのルシアス 13 階
電話 06-6630-3491
- オ 提出方法 持参のほか郵送等（受付期限内必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3491）を行うこと。
- カ 参加資格決定通知 すべての参加申請者に対し、令和 7 年 1 月 7 日に、様式 1-1 もしくは 1-2 に記載の担当者メールアドレスあてに電子メールにて通知する。

（２）質問の受付

- ア 受付期間 令和 6 年 11 月 29 日～令和 7 年 1 月 9 日 17 時まで【必着】
- イ 提出方法 質問は、電子メールにより「質問書」（様式 6）を添付して次の電子メールアドレスあてに送付する方法により提出すること。なお、提出の際には電子メール本文に所属（事業者名、担当者所属・役職・氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を記載することとし、電話、ファックス、持参及び郵送等は不可とする。
※電話や口頭での質問は一切受け付けない。
- ウ 質問送信先 環境局環境施策部環境施策課：ja0081@city.osaka.lg.jp
※なお、メール「件名」は「質問_令和 7 年度 環境教育の普及啓発事業等に係る業務委託」と明記すること。
- エ 回答 受け付けた質問事項に対する回答は、令和 7 年 1 月 17 日中に、環境局ホームページ
(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuannekenn/kankyo/0000639672.html)
に掲載することとし、口頭による個別回答は行わない。（質問に対する回答は、公募期間中は当該ホームページにて掲載）
回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（３）企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和 7 年 1 月 7 日～令和 7 年 1 月 31 日 17 時まで【必着】
- ※提出の受付は、9 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付期間以外は受け付けないので注意する

こと。

イ 提出書類

提出書類		様式の 有無	留意事項
提案書表紙		あり	
提案書 1	全体の概要説明	なし	A 3 版またはA 4 版の片面 1 枚 程度
＃ 2	業務工程表	あり	
＃ 3	業務執行体制	あり	
＃ 4	業務従事者の経歴・実績	あり	参加者が共同企業体の場合、代 表団体及びすべての共同団体に ついて業務従事者の経歴・実績 を提出すること。
＃ 5	業務見積書	あり	見積金額は、業務の履行に必要な 経費をすべて積算すること。 積算根拠の参考となるデータ等 を添付すること。
＃ 6	業務実績調書	あり	(1) イの提出書類⑫の写し。
＃ 7	おおさか環境ネットワークの運営業務	あり	
＃ 8	生物多様性の保全に向けたネットワーク会 議の運営業務	あり	
＃ 9	こどもエコクラブ大阪市地域事務局の運営 業務	あり	
＃ 10	大阪市エコボランティアの募集・支援業務	あり	
＃ 11	環境啓発イベントの開催・運営業務	あり	
＃ 12	小学生・中学生向け出前講座	あり	
＃ 13	おおさか環境ネットワーク団体等による環 境学習プログラム集を活用した出前授業	あり	
＃ 14	自然体験観察園を使った体験型講座	あり	
＃ 15	大阪市域の生き物探し講座	あり	
＃ 16	シンポジウム・セミナーの実施	あり	
＃ 17	環境学習情報サイト（なにわエコスタイル） の運用、システム保守、管理業務	あり	
＃ 18	自由提案業務	あり	1 提案までとする。

ウ 提出部数

正本 印刷物 1 部（記名・代表者印を押印したもの）

副本 印刷物 5 部（※）

※副本には、記名・押印しないこと。また、事業者を推定できる内容
（事業者の商号又は名称、代表者氏名、事業者を容易に推定でき
る業務名称等）にはマスキングの処理を行うこと（選定会議で使
用するため）

エ 提出場所

大阪市環境局環境施策部環境施策課

住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1－5－1 あべのルシアス 13 階
電話 06－6630－3491

オ 提出方法 持参のほか郵送等（受付期限内必着）での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また持参で提出する場合は、事前に電話連絡（06-6630-3491）を行うこと。

7 選定に関する事項

（１）選定基準

審査は、提出された提案書に基づき、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。（合計 250 点）

- ①業務目的及び業務内容の理解度、業務遂行にあたっての実施内容の妥当性 【55 点】
- ②課題に対する解決手法又は効果的な業務実施のための提案内容の的確性、実現性、独創性 【75 点】
- ③業務執行体制の妥当性 【40 点】
- ④工程の計画性、実施手順の妥当性 【30 点】
- ⑤費用積算根拠の妥当性 【30 点】
- ⑥類似業務実績の豊富さ 【20 点】

（２）選定表

提案書評価項目		①	②	③	④	⑤	⑥	計
提案書 2	業務工程表				30			30
提案書 3	業務執行体制			20				20
提案書 4	業務従事者の経歴・実績			20				20
提案書 5	業務見積書					30		30
提案書 6	業務実績調書						20	20
提案書 7	おおさか環境ネットワークの運営業務	5	5					10
提案書 8	生物多様性の保全に向けたネットワーク会議の運営業務	5	5					10
提案書 9	こどもエコクラブ大阪地域事務局の運営業務	5	5					10
提案書 10	大阪市エコボランティアの募集・支援業務	5	5					10
提案書 11	環境啓発イベントの開催・運営業務	5	5					10
提案書 12	小学生・中学生向け出前講座	5	5					10
提案書 13	おおさか環境ネットワーク団体等による環境学習プログラム集を活用した出前授業	5	5					10
提案書 14	自然体験観察園を使った体験型講座	5	5					10
提案書 15	大阪市の生き物探し講座	5	5					10
提案書 16	シンポジウム・セミナーの実施	5	5					10
提案書 17	環境学習情報サイト（なにわエコスタイル）の運用、システム保守、管理業務	5	5					10
提案書 18	自由提案業務		20					20
計		55	75	40	30	30	20	250

（３）選定方法

- ア 企画提案の審査については、本市が選定会議を開催し、選定委員は選定基準に沿って企画提案書の審査を行い、その意見を受けて本市が選定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は受け付けない。
- イ 選定委員は専門的な観点から評価を行うため、選定にあたって必要となる知識・専門性を有する外部の者とする。

ウ プレゼンテーションの実施

(ア) 開催日

令和7年2月18日～20日のうち、本市が指定するいずれか1日

(イ) 実施場所

大阪市環境局会議室

(ウ) 内容・方法等

企画提案書をもとに、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。

(エ) 説明時間

30分程度（うち説明約20分、質疑応答約10分）とする。

(オ) 説明者

プレゼンテーションの説明者は1応募者につき2名以内とし、共同企業体の場合も同様とする。

(カ) 留意事項

プレゼンテーション当日の予定は別途通知する。指定した時刻に遅刻した場合は、天災等、不可抗力が生じた場合を除き、失格とする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者を委託予定事業者とする。ただし、評価点が150点を下回った者は、委託予定事業者として選定しない。

また評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目のうち「課題に対する解決手法又は効果的な業務実施のための提案内容の的確性、実現性、独創性」の点数が最も高い者を委託予定事業者として選定する。

さらに、委託予定事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において、次順位以下となった参加者のうち、評価点が上位であった者（ただし、評価点が150点を下回った者を除く）から順に契約交渉を行うことができるものとする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 選定委員に対して、便宜を図るよう働きかけを行うこと

エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

オ (6)に記載する選定結果通知までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

カ 参加申請手続き及び企画提案に係る提出書類に虚偽の記載を行うこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク 参加申請手続き及び企画提案に係る提出書類が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、受付期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- ア 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他、本募集要項において示した条件等を満たしていない場合

(6) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、令和7年2月下旬に選定結果を通知するとともに、環境局ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

担当 大阪市環境局環境施策部環境施策課
住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階
電話 06-6630-3491
電子メール ja0081@city.osaka.lg.jp